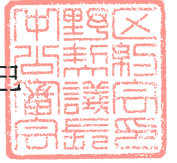


令和7年12月22日

中野区長 酒井 直人 様

中野区公契約審議会

会長 武藤 博己



令和8年度労働報酬下限額について（答申）

令和8年度に契約締結を行う中野区公契約条例第6条に該当する公契約における労働報酬下限額について、令和7年8月22日付7中総契第900号により中野区長から本審議会に対して諮問を受けました。

諮問に対する審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

（1）熟練労働者・一人親方

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の各職種の単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されない職種については、類似する業務の職種における単価を準用するのが妥当である。

（2）熟練労働者・一人親方以外の労働者（見習い・手元等※）

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の軽作業員の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

※労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者

2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額

中野区会計年度任用職員（用務・調理）の報酬を基本に、各種賃金動向等を勘案して得た額とするのが妥当である。

（1時間あたり1,510円）

3 指定管理協定に係る労働報酬下限額

「2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当である。ただし、中野区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、

「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

4 次年度の審議会に向けた委員からの意見

- 公契約条例の確実な履行を継続し、実効性を高めていくため、事業者からの労働条件に関する報告に加え、現場訪問や懇談、労務監査等により実態を確認するのが望ましいと考える。
- 労働報酬下限額の上昇が、現場の労務構成の変化や区民へのサービスへ及ぼす影響について、労働者や区民の声にも注意を払いたい。
- 未熟練工に対する労働報酬下限額について、若手入職者を増やしていくためにも、就業実態にあわせて職種別の下限額を定めるなど、今後も引き続き検討が必要だと考える。
- 業務委託契約等に係る労働報酬下限額は、中野区会計年度任用職員（用務・調理）の報酬を基準に検討すること。また、区民の命にかかわる仕事で人手が不足している職種においては、職種別の下限額を検討することを求める。

以上

中野区公契約審議会委員

会 長	武 藤 博 己
会長職務代理	阿世賀 和 子
委 員	西 村 剛 敏
委 員	大 村 清 保
委 員	菊 池 亮
委 員	田 村 忠 久